

# 学生相談室の 利用のすすめ

2005  
春季号

新入生の皆さんだけでなく、2年生以上の皆さんにとっても、4月はスタートの時期です。華やいた雰囲気、新鮮な体験、希望や期待と同時に、緊張、不安を感じる時もあるでしょう。そんなときには、学生相談室を上手に利用してください。

## 1. 学生相談室って何？

学生相談室は、皆さんが豊かな大学生活を送るための様々なサポートをする機関です。と言っても、イメージしにくいと思いますが、簡単に言えば、学生相談室には「相談」と「行事」という2つの顔があって、それらを通じて皆さんのニーズに応える努力をしている、ということです。それぞれについて紹介しましょう。

## 2. 「相談する」ということ——はずかしがらないで！——

学生相談室には1年間で在学生の約3パーセントの人達が相談にやってきます。代表的な相談は例えばこんなことです。

### ① 学業に関すること

履修・単位について      勉強の方法について      留学について  
 サークル活動・ボランティア活動について      など

### ② 将来に関すること

進路・就職について      進学について      将来の生き方について      など

### ③ 健康に関すること

心身の健康について      性格について      対人関係について      など

### ④ 生活に関すること

学費について      奨学金について      悪質商法について      など  
 法律問題について

「こんな事を聞いてはいけないのではないか」「わからないのは私だけなのではないか」などと心配する必要は全くありません。はずかしがらずに「聞く」ことが、有意義な学生生活を送るために最も重要なことだと思います。学生相談室では教職員、心理カウンセラー、精神科医、弁護士といったスタッフが、皆さんの問題解決に向けてお手伝いをしています。

### 3. 学生相談室の行事とは？——気楽に、楽しく、そしてマジメに。——

学生相談室では、年間を通じて「皆さんが共通に持っている疑問」「興味・関心の高いもの」に焦点を当てて、気楽に、楽しい雰囲気ですeminarや講演会を行っています。

#### ① キャリアグループ

職業興味テスト(V P I)や、相談室独自のワークシートを通じて、自分の進路・将来を考えていくグループです。みなさんが将来を考えるキッカケになることを願っています。前期3回行う予定ですが、定員制ですので受付開始日を設けています。

日 時： 第1回 5月21日(土) 13:00~17:00 (4月18日受付開始)

第2回 6月8日(水) 15:00~19:00 (5月9日受付開始)

第3回 6月30日(木) 15:00~19:00 (6月6日受付開始)

場 所： グループカウンセリング室(学生相談室となり)

世話人： 学生相談室スタッフ

対 象： 本学学部学生(学年は問いません。)

定 員： 各10名程度(学生相談室にて申し込み。先着順)

#### ② 夏季セミナー

レポートの書き方で迷ったことや、ゼミ発表で苦労したことはありませんか？

夏季セミナーでは、グループワークを通じて、楽しみながら「書くこと」「話すこと」に向き合い、改めて体験してみようという企画です。

もちろん、単にグループワークを体験したい、いろいろな人と話したい、夏休みの宿題に役立てたいという人も大歓迎です。

日 程： 8月上旬 1泊2日を予定

場 所： 八王子市内宿泊施設

世話人： 学生相談室嘱託相談員・心理カウンセラーを予定

対 象： 本学学部学生(学年は問いません。)

定 員： 15名(学生相談室にて申し込み。先着順)

参加費： 4,000円

\*詳細は決まり次第、学内掲示板、ホームページなどでお知らせします。

「学生相談室」のことを、少しはわかってもらえましたか？ 「百聞は一見にしかず」です。時間があるときにのぞいてみてはいかがでしょうか？

**教員相談員・専門相談員のプロフィール・相談時間などは、次号に掲載します。**



## 悪質商法を撃退しよう!

「街を歩いていたら呼び止められて...」「突然電話がかかってきて...」「簡単にもうかる話があると誘われて...」などなど、皆さんの周りには、色々な手段を使って高額な商品を買わせようとしたり、 unnecessaryな契約を結ばせようとする、いわゆる「悪質業者」がたくさんいます。大学生は特に狙われているのです。契約をしてしまった後で困らないように、まずは引かからないための方法をお知らせしましょう。

### セールス・トークにご用心 —— 悪質商法を撃退するための七箇条 ——

- ① 家に訪ねてきたときは、まず相手の名前と用件を聞き、簡単にドアを開けないように。
- ② 「おいしい話」は世の中にはないのだから、疑うことも必要。
- ③ 電話でのセールスには、曖昧な言葉を使わず、「必要ありません」「興味ありません」とはっきり伝える。
- ④ 「NO」と言う勇気が必要。契約はあなたの意志によるものだから、断っても問題はないはず。「相手に悪いから...」「親切にしてくれたし...」と考える必要はありません。
- ⑤ 契約する前に、「本当に自分に必要なのか」もう一度考えてみましょう。
- ⑥ 契約書は内容をじっくり読み、納得するまでサインや押印するのは止める。
- ⑦ 迷ったら自分一人では決めず、家族や友人などに聞いてみる。(相談室でもいいですよ)

### それでも契約してしまったら —— クーリングオフ制度 ——

それでも、「相手の強引な手口で本当はしたくない契約をしてしまった」あるいは、「契約した後でよく考えてみたら自分には必要のないものだった」などということはよくあります。そういう時には「クーリングオフ制度」を利用しましょう。

クーリングオフとは、消費者が違約金などを払うことなく、契約を解除できる制度です。

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| ・訪問販売による契約 (キャッチセールス・アポイントメント商法等) | 8日以内  |
| ・電話勧誘による契約                        | 8日以内  |
| ・マルチ商法による契約                       | 20日以内 |
| ・特定継続的役務 (語学教室、エステティックサロン等)       | 8日以内  |

に、書面による手続きが必要となります。ただし何にでも適用できるわけではありません。

### 最近特に多い被害は?

- ① 携帯電話に身に覚えのない情報使用料の請求があった。  
→使っていないのなら、払う必要はありません。使用していた場合も、すぐに払わず、学生課または学生相談室に、まず相談してください。
- ② 友達からよいネットワークビジネスがあると誘われた。説明会があるというので行ってみようと思うが。  
→「マルチ商法」の可能性がります。まだ契約していない場合はきっぱり断りましょう。既に契約をしてしまった場合には、上記クーリングオフを使用することができます。詳細は最寄りの消費生活センターまたは学生相談室に相談してください。